

別表第八 位置の制限及び現況届等対象工場(第七十八条、第八十六条関係)

- 一 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する^{ばい}焙燃炉、^か焼結炉若しくは^か煅焼炉で、原料の処理能力が一施設一時間当たり一トン以上のものを有する工場
- 二 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉で羽口面断面積が〇・五平方メートル以上のもの又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が一時間当たり五十リットル以上のものを有する工場
- 三 製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が千キロボルトアンペア以上のものを有する工場
- 四 動物質臓器を原料とする物品の製造を行う工場
- 五 動物質廃棄物の焼却作業を行う工場
- 六 レディミクストコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場
- 七 金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、^{びょう}鋸打ち作業又は^{あな}孔埋め作業を伴うものを行う工場
- 八 金属の鍛造で重量が〇・五トン以上の落下錘を使用するものを行う工場
- 九 無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場でアンモニア、塩化水素、塩素、窒素酸化物、二酸化いおう、硫酸(三酸化いおうを含む。)、硫化水素、弗ふつ素化合物、臭素化合物、シアン化水素、塩化スルホン酸、クロム化合物、ホルムアルデヒド、アクロレイン、ホスゲン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを発生させるもの